

2024年4月

投資家の皆様へ

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

**「BNYメロン・日本株式ファンド 市場リスク管理型」
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

「BNYメロン・日本株式ファンド 市場リスク管理型」は、2013年12月24日の設定以来、運用の基本方針に基づき信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、2024年2月29日現在の受益権口数は、約9.4億口と信託約款に定める信託終了（以下「繰上償還」といいます。）の基準となる10億口を下回る状況です。今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となることが懸念されるため、信託を終了し、お預かりした資産をお返すことが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

◆ **繰上償還にかかる書面決議の手続きおよび日程**

- | | |
|------------------------------|--------------|
| ① 受益者の確定日 | 2024年4月16日 |
| ② 書面による議決権の行使期限 | 2024年5月14日まで |
| ③ 書面決議の日
(繰上償還の可否が決定される日) | 2024年5月15日 |
| ④ 繰上償還予定日 | 2024年5月31日 |

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、2024年5月31日をもって繰上償還いたします。なお、解約のお申込みは2024年5月29日までとなります。

また、上記の議決権口数による賛成が得られず否決された場合は、繰上償還をいたしません。

書面による議決権の行使は、2024年4月16日時点の受益者（2024年4月15日までに購入のお申込みをされた方）を対象としております。2024年4月16日以降に購入のお申込みをされ取得された受益権につきましては、上記の書面決議における議決権はございません。

以上